

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 1 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(本庁の職制) 第 4 5 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			(本庁の職制) 第 4 5 条 <省略> 2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
市長直轄組織	<省略>	<省略>	市長直轄組織	<省略>	<省略>
市長直轄組織	参事	上司の命を受け、特定の			
		事務を掌理する。			
<省略>			<省略>		
3 <省略>			3 <省略>		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市行政組織規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。